

報道機関各位

公 開  
頭 撮 可

令和6年10月8日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局

(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン



## 第54期第14回熊本地方最低賃金審議会 (令和6年度第7回)の開催について

第54期第14回熊本地方最低賃金審議会(令和6年度第7回)を下記のとおり開催します。

当日は、本年8月21日開催の第54期第12回熊本地方最低賃金審議会において熊本労働局長(金成 真一)から熊本地方最低賃金審議会会長(倉田 賀世)に対して行いました熊本県特定(産業別)最低賃金に関する「最低賃金の改正決定について(諮問)」に対する「答申」が行われる予定です。

記

開催日時 : 令和6年10月16日(水) 10時00分~

開催場所 : 熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

審議の状況によっては延期となる場合があります。

### 取材を希望される報道機関の方へ

- 1 取材申込(兼傍聴受付)要領により申し込みをお願いします。
- 2 当日は開催時刻10分前までに会場入口にお集まりください。
- 3 担当者から、会議室の配置及び進行予定等の説明を行います。



## 傍聴される皆様へ（留意事項）

- 1 事務局の指定した場所以外への立ち入りはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ずお切りの上、傍聴してください。
- 3 撮影及び録音機器等のお持込み、ご使用はできません。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨げとなるような行動はお慎みください。
- 5 委員等の発言に対し、賛否を表明し又拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍等の閲覧は御遠慮ください。
- 7 会場内での飲食、喫煙は固くお断りします。
- 8 傍聴中の途中入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 鉢巻き、ゼッケン、腕章等の会場内での着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険物、プラカードその他会議の進行を妨げる恐れのあるものを所持している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、事務局の指示に従ってください。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合は、傍聴の途中であっても御退室いただくことがあります。